

資料紹介

村田新八の宇留満の日記と手紙について

塩満郁夫

一、はじめに

西南戦争は、鹿児島の有為な人物を多く失い、鹿児島県のみでなく日本の近代国家建設にとって大きな損失であったといわれる。その時、西郷隆盛に殉じ、勝海舟に「大久保に並ぐの傑物なり、惜哉、雄志を齊して非命に斃れたることを」といわせた村田新八も、惜しい人物の一人であった。村田新八は、喜界島に流される船旅の様子を記した宇留満の日記、手紙、辞令、愛読書や直垂、フロックコート、佩刀などの資料を残している。これらの多くは、新八の孫にあたる村田経麿、經典の両氏か



(村田新八)

ら黎明館に寄託され、常設展示されているものもある。

ここでは、新八の手紙等を通じて、彼の生きてきた時代や、彼の考え方をなどを述べてみたい。なお新八の喜界島に流される航海や喜界島での生活の一部については、東郷

実晴氏と山田尚二氏が発表されている。そこで、宇留満の日記の説明は省略するが、解説文の方は史料ということで紹介する。

二、高橋新八から村田新八に

新八は天保七年（一八三六）十一月三日、鹿児島城下葉師町に高橋八郎の子として生れ、経満、経麿と名乗った。高橋家はもとは後醍醐高橋家と称し、征西將軍宮懐良親王の後裔で、大隅の財部から鹿児島城下に移住したといわれる。「銘菓春駒」の考案者高橋種美も先祖に連なる。

新八が成人した時には父親はいなく、兄新助が家督を継いでいたように、全ての証文等に高橋新助三弟と記載されている。養父である村田十蔵の書き残している四回の宗門手札改帳留と、新八自筆の宗門改帳留をまとめると、村田家の家族構成は次頁の表のようになる。これによると新八は安政五、六年頃に村田十蔵の長女と結婚したが、十蔵に後継の男子がいなかったため、十蔵が新八との養子縁組を願い、万延二年（一八六一）三月十一日に藩から許可されている。新八、二十六才頃である。

養父村田十蔵は經典と称し、天保十三、四年頃の城下絵図（薩藩沿革地図所収）によると、下加治屋町に一七九坪半の宅地を所有し、城下三番組小与老番に属している。万延元年（一八六〇）には、御庭奉行御製

村田家の家族構成

宗門改年	弘化2(1845)巳	嘉永5(1852)子	安政6(1859)未8月	慶応2(1866)寅	明治3(1870)午
人名					
村田新八				十歳妻下万延2.3.11許可慶応2.1の除証文あり	当主 当年35才 慶応3.9 家督相続
新八妻	十歳娘成札(天保9)以後出生弘化2年9月9日の証文あり	十歳娘	子札以後高橋新八と縁組安政0.4の除証文あり	新八妻 慶応2.1の除証文あり	新八妻 当年29才
新八長男 岩熊				新八長男 未札以後出生証文あり	新八長男 当年12才
新八二男 釜次郎				新八二男 未札以後出生証文あり	新八二男 当年10才
新八娘				新八娘 未札以後出生証文あり	新八娘 当年7才
新八三男 十熊					新八三男 当年4才 實札以後出生
村田十蔵	当主	当主	当主	当主	實札以後病死
十蔵妻	寺師藤蔵娘、成札以後十蔵と縁組天保11.10.28の除証文あり	十蔵妻	十蔵妻	未札以後病死	
十蔵娘	十蔵娘、成札以後出生弘化2.9.9の証文あり	十蔵娘	十蔵娘	未札以後川上平助と縁組慶応2.1の除証文あり	
十蔵娘		十蔵娘 巳札以後出生嘉永5.8.15証文あり	十蔵娘	十蔵娘	新八妹 当年21才
下人 善太郎	当年14才、谷村半六家来 成以後十蔵付抱天保11.2.1の除証文あり	十蔵下人 当年21才	十蔵下人 当年28才	十蔵下人 当年35才	新八下人 当年39才
善太郎妻 とよ				未札以後善太郎と縁組当年29才慶応2.1の除証文あり	善太郎妻 当年33才
善太郎娘 はる				善太郎娘 当年8才 未札以後出生	善太郎娘 当年12才
善太郎娘 さと				善太郎娘 当年6才 未札以後出生	善太郎娘 当年10才
下人 伝助		当年36才(当時新八郎下人巳札以後十蔵付抱嘉永2.7.2の除証文あり)	子札以後病死		
下人 万助		当年7才(中村守太家来巳札以後十蔵付抱嘉永5.4.15証文あり)	十蔵下人 当年14才	十蔵下人 当年21才	新八下人 当年25才
	村田十蔵家 合人数5人 上男1人 上女3人 下男1人	村田十蔵家 合人数8人 上男1人 上女4人 下男3人	村田十蔵家 合人数6人 上男1人 上女3人 下男2人	村田十蔵家 合人数12人 上男4人 上女3人 下男2人 下女3人	村田新八家 合人数12人 上男4人 上女3人 下男2人 下女3人

薬方掛で、薩摩半島を廻動し海人草の購入などをつかさどっている。また、十蔵は末吉二之方村の中留屋敷に高一七石一斗六升九合六夕と、大口青木村の諏訪屋敷に浮免六石を所持している。

三、村田新八の喜界島への流謫

新八が歴史に顔を出してくるのは、安政六年の精忠組事件である。有志の一人として、高橋新八の名がある。その後、文久二年(一八六二)島津久光の上京に際し、久光は西郷隆盛に九州各地の形勢を視察して、下関に待つように命じた。その西郷に新八は森山新蔵とともに随った。

しかし、京都を中心に急進派は拳兵の形勢であったため、西郷はこれを説得しようと、久光の命に背いて急いで上阪した。これが久光の怒りにふれ、西郷、新八、森山の三人は海路帰国させられ、西郷は徳之島から沖永良部島へ新八は喜界島に流された。森山は、流罪地が決らないうち、長子新五左衛門が寺田屋事件で殉難したことを知り、山川港で自刃した。新八の喜界島への流罪の船旅については、六月十日の山川港出発から七月二日喜界島湾到着迄の事が記してある宇留満の日記と、七月二日、七月九日付の手紙でくわしい内容が分る。

四、流人村田新八の喜界島での生活

(1)、文久二年

文久二年の手紙は、喜界島に到着直後の七月二日と七月九日付の二通がある。これらによると、島の地理、人情は分かりかねるが、寓居している政内宅の人々は皆親切な人ばかりである。島には学問を教える人が少ないので、教師として大いに期待されている。永い滞在になると思われるが、この島では自分の住む小屋は自分で作らないと、皆から軽蔑され

一人前とみなされない。丁度圃作りがあつて、島の若者たちが四、五人して柱や麦わらを集めて作っているが、それは恰も鳥や蟻が巢作りをしているみたいな様子である。一般に島の人々は、茶が好物で、うめくように飲み、特に女の人は長鯨が百泉を吸うが如くである。農作物については、藩の専売品である砂糖黍は、平年作以上が予想されるが、島民の食糧となる唐芋は干ばつで植付が出来なく、飢饉の恐れがある。与人が鹿児島に上り、今年の藩からの御下米を是非十月中にくださるよう三島方をお願いするとの事であるが、もつともな事であるなど、島の人情や風俗などについて書き送っている。

いっぽう、鹿児島を離れると、国政に関する情報が乏しくなるので、呉々も情報を送ってくれるように頼むとともに、今から何年間の流島であるのか見当がつかないので、その間、自若自容として精神を養わなければならぬ。そのために、読書や詩作に必要な唐詩撰や国字解の書籍を送ってもらうことも頼んでいる。

(2)、文久三年

文久三年は五通残っているが、文久二年九月から手紙のやり取りが中断していたようである。一月十日に届いた兄新助からの手紙で、新八の罪で養父十藏も縁座して処分を受けたことを知り、心苦しく思うと同時に、自分では何も出来ないのだから慰めてください。自分は国家のために粉骨砕身忠膽を尽したいと思うけれど、どうすることも出来ない。南竄の身であるが、天を怨まず、人を咎めずの気持を持って新年を迎えていることなどを報じている。

島の様子は、前年に新八が危惧したように飢饉となり、悲惨なもので

あつた。唐芋の植付時には雨が降らず、八月頃からは反対に長雨になつて、遅くから植付けた唐芋は成育不良で小指みたいなものしか収穫が出来ない。その上、藩からの米の配当が遅れて、正月でも米飯が食べられない。小さな芋と唐豆の葉を海水で煮たもので飢えを凌いでいる。壮年達は上納する砂糖を製法する砂糖小屋で、ひそかに黍汁や煮汁をなめて生ながらえているけれども、老人や病人はいかんともしがたく死んでいく者が多い。自分も豆の葉ばかり食べている。今年はどうか豊作であるように祈っているなどと、島民の気持になつて書き送っている。また、文久二年九月二十四日より十月一日迄天満宮に参籠して、塩を断ち一日断食しているがこれも国家や自分の境遇についての祈願ばかりでなく、豊作祈願もあつたと思われる。次に島民達から子供の勉強をみて欲しいとの要求についても、「乍陰の御奉公」と考えて十一、二名の子供の面倒をみている。のちに西南戦争に従軍して田原坂で戦死した前田盛秀も、新八の影響を受けた一人であつたと思われる。

三月には喜界島代官詰役の交代があり、知己の三原彦之丞が横目役人として米島している。彼の来島により、国元の情報を知るとともに、さらに相談相手も出来、島での生活がより自由になつたようである。沖永良部島にいる西郷へ送った書状の返信に、西郷が「陳れば、貴兄如何の御所置相成り候や、案勞仕り居り候処、先ず軽目の御扱いに至つて野生御悦び申し上げ候」と書いているように、西郷が牢舎に身柄を拘束されているのに比べて自由の身であつたように思われる。鹿児島からの送り物も、筆、墨、上田紙などの筆記具類、塩鱈、塩鯖などの食糧品及び煙草、虫糸、弓弦などがある。虫糸については、政岡宅から移り住んだ

家の亭主友憲が大の釣好きで、暇な時には昼夜とも磯に行くので彼に与えている。弓弦は、新八が弓の練習をした場所が今も残っており、後に鹿兒島に送り方を依頼した「ユスの棒、手、ころなもの」三本」を使って弓や剣術など武芸の鍛練をしたのであろう。



(村田新八修養の地碑)

それでも気になるのは、国元及び国政の事で、島津斉彬公の御神号拝承と、没後、公の名前が上がっているのを喜んでいる。次に下関事件などを知り、攘夷征伐の処置、その後の策略などがめまぐるしく変化しているであろうから、その推移や京都での騒動に国元から誰が参加しているかなどの情報を送ってくれるように頼んでいる。

(3)、文久四年

島からは兄新助宛と下河辺(川上)半助宛の二通がある。これらによると島での二回目の正月を心穏やかに迎え、子供達と破魔投げに興じている。下河辺半助宛には、村田十蔵の娘(義妹)との婚姻を祝福するとともに、妹は気ままに育っているから教育してもらいたい。父十蔵は老体の上に自分が咎を受け流島の身であるから、父親をよろしくお願いすることなどを記している。

国元のことについては、昨年の薩英戦争への兄新助の出陣をたたえると同時に、英艦を全て取り逃がしたことは残念であるが、勝利したのであるからと喜んでいる。しかし、国政の動きは大変気になるが、流人ではどうしようもなく、鹿兒島よりも早く咲く花を眺めて「大御代」とし立ぬればあら塩の、かかる島辺も華咲にけり」と上原彦之丞の所に送り、上原から「綿津見の神津島までにはふかな、わが敷島の心さくら花」の返歌を得ている。詩や和歌などを作って気を紛らわしている一面もあったようである。村田新八に対する島民の見方は、新八の人柄もあるが流人としてみるよりも指導者として崇敬されていたようである。また新八自身も島民になりきり、島民と同じ気持になって全てのものに取組んでいた姿勢がみえる。

五、流人から中央へ

(1)、元治元年から明治三年まで

元治元(一八六四)年二月に西郷は罪を許され沖永良部島から、新八も一緒に二月二十六日に喜界島を出発して二十八日に鹿兒島に上陸している。その際に赦免状の出していない新八を西郷の決断と責任でつれ帰ったといわれているが、父十蔵の手紙に「新八事、二月十一日船頭御用有之罷出候処、別段之思召ヲ以、御赦免被仰下候間承知仕、大島氏二而前ニ御座候」とあり、新八にも西郷と同じように赦免状が出ていたことが分る。新八の喜界島での生活は一年半であった。新八は許され鹿兒島に帰ってきた喜びを兄新助に手紙で知らせるが、逢う暇もなく三月一日に西郷と上京の命が下り、四日出帆して十四日に京都に到着している。この前後の事情を新八と父十蔵の手紙からみると次のようである。

京都で仕事をすることで父の面倒をみる事が出来ないのは心苦しいが自分の宿志であり、島方と異り大変に嬉しい。上京後、西郷は三月十八日に御軍賦役になり、自分は京都御留守居付役についた。自分は無骨物であるが、とにかく努力して勤めたい。そして最初の仕事が丁度上京していた久光が鹿児島に帰るので、京都から浪華送見送りに下った、事などが記されている。

その後、禁門の変から第一次長州征伐の件が起るが、九月七日付の手紙で、長賊の件については、西郷を初めとする先生方が揃っておられるがはつきりとした方向が定まってない。朝廷、幕府、諸藩など世間は混乱している。そして十月四日付でも、征長の儀は果々しくなく、幕吏の脆弱は思いの外である。それと、小松帯刀が上京して禁門の変の功勞として御役替えがあり、西郷は側役に昇進し、感状、陣羽織、太刀などを拝領し、内田仲之助、吉井幸輔が本御留守居、吉川源右衛門が御兵具奉行席に転役したことを報じている。

慶応元年（一八六五）二月には坂本六郎と五卿の警備を命ぜられたりしているが、閏五月の頃は江戸に滞在していたようである。江戸について、今將軍が上洛しており淋しい幕府のようにみえるが、町家は至極繁栄し奢侈な生活をしている。米は百文に三合の相場で、町人は困った様子は見えないが、旗本を初め大名などの武士は大体難儀している。江戸は二百年來の大都會であるが、旗本屋敷は鹿児島、荒田や草牟田みたいな田舎じみたところもある。江戸の武士たちは、稀に立派な者もいるが役立たずで、天下の旗本と称するのは笑止なことである。海軍訓練場でも江戸の人たちはお雛様のようなしゃれ男が多く、役に立ちそうになく

薩摩の人々がずっと立派で、將軍家は憐むべきであるなどと、幕府の実態を見抜いた手紙を出している。その後、西郷のもと薩長同盟、薩土同盟に活躍するが、慶応三年十二月十一日頃に京都の会津屋敷辺で、会津兵と衝突し、敵三人を打取ったけれども新八も深手を負ったという貴島清の手紙もある。戊辰戦争では城下第二番隊に辺見十郎太と差引として従軍して功績があり、賞典禄八石を賜っている。その間の明治元年五月には江戸に滞在して、自分は下級の出身であるが、高貴な人とも交際出来るようになり、勝海舟と大久保中守（一翁）と逢った。勝はご承知の通りの人物であり、大久保一翁は篤実温厚な君子と言うことが出来る人物であると評価している。

明治二年の江戸からの手紙では、箱館はもう懸念なく、諸侯も江戸に集り、町も前年と異り大繁栄になってきていることを知らせている。その後帰郷して、鹿児島常備隊砲兵隊長となっている。明治三年頃は、政府より篠原国幹と出仕するように懇願されているが、固辞して西郷が「誠に六ヶ敷人々」と言っている。

(2)、明治四年

新八は西郷の宮中改革の使命の一翼を担い、桐野利秋や篠原国幹ら軍人の道とは異なり文官の道を進んだ。明治四年八月一日に宮内大丞に就任し、従五位に任じられている。これについて新八本人は、自分は無骨物でお断り申し上げたが、時局柄引受けた、だけと田舎者であるから、冠りや容体も猿つかいの真似ごとのような格好をしており、その様子を想像してお笑いださい。さらに九月十四日付けでは、天皇もお元気で各省に軽装で巡回されていることなどを知らせている。

しかしながら、天皇の側に仕えたのはわずか八月から十一月迄の三ヵ月にすぎなかった。九月になると、岩倉具視、大久保利通らの欧米使節派遣の件が出てくる。新八は、岩倉、大久保らの使節が洋行するが、自分も洋行の念が増してくるのでその旨を申入れている。そのため航海の勉強もしており、男子一度思い立てば止めることが出来ない。自分の信ずることを行いたい。家族の、特に女の人はいろいろ心配するであろうからよろしく論じて欲しいと言い、実際に随員に選ばれている。そして十一月四日に外国使節団は皇居で天皇、皇后両陛下に拝謁し、勅語及び反物を賜っている。このように洋行出来るようになったが、いたずらに出発の日を待っているわけにはいかなかったようで、勉強を続けている。

このようなわけで、国元にいる二男の釜次郎（二蔵）も怠りなく修行をするように言い残して、十一月十二日に横浜港を出発している。この時、長男の岩熊（十蔵）が横浜で見送っている。岩熊は黒田清隆開拓次官が行った開拓費による留学生に選ばれて、アメリカに行くために上京していた。黒田清隆は外国へ留学生を送ることに熱心で、三十三名を送っている。岩熊については、黒田が人材育成のため、開拓方で男女十五才以下の子供たちを洋行させているので洋行させたらという黒田の



(宮内大丞辞令)

申出に対し、新八も黒田が引受けるのであれば安心であるとして洋行が実現している。岩熊は十一月一日東京に着き、十二日の新八の出発の日まで、親子一緒に枕を並べ、上野、浅草辺を遊覧している。そして、新八は岩熊をアメリカ人カズナに英語を学ばせ、来年一月下旬にアメリカに出発するまでの六十日間、単語の一つも覚えてくれたらと思いい、さらに苦学することが報国の本になるのであるから、姑息を離れ、断然一人立するようにと諭している。

(3)、明治六年以後

明治六年一月十二日に宮内大丞を辞職し、西郷の辞職・帰郷に従い新八も鹿児島に帰る。そして、桐野、篠原らと私学校の創立にかかわり、砲隊学校の監督として若者たちを教育している。西南戦争では二番大隊長として出陣し奮戦したが、戦いは利がならず、八月一日に可愛嶽を突出し、九月一日に鹿児島に入り、二十四日城山岩崎谷で戦死した。四十才であった。長男岩熊と二男釜次郎も従軍し、岩熊は植木の戦いで戦死し、釜次郎は八月十八日長井村で政府軍に降り、明治十一年に懲役一年の刑に処せられている。村田家は、三男十熊（経正）が後を継いだ。大正五年四月十一日に、新八に対して宮内省から従五位が追贈された。

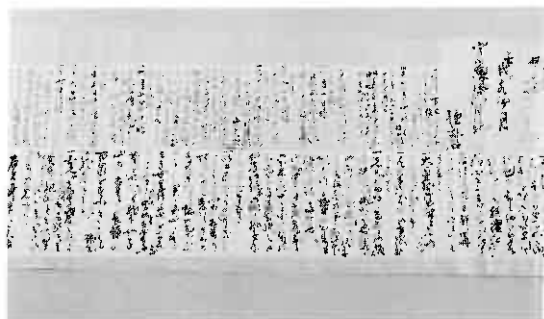
六、おわりに

新八は「西南紀伝」によると、身長六尺の容貌魁偉で、眼光炯炯人を射る。しかも拳止深沈で大度ある。西郷が新八は智仁勇の三徳を兼備したる士である。諸君よろしく新八を模範とせよと言い、軍議の時も新八はいるかといわれ、大久保利通も新八が東京にいたならば、吾党の重きをなしただろうと、両雄から信頼された人物である。また美術を愛し、

読書家であり、詩歌も多く残っている。

文久二年から明治四年までの手紙をみてきたが、その時に応じた彼の考え方を伺い知ることが出来たような気がする。手紙から、非常に人間味があり、家族をはじめ人に対して思いやりの深い人物であったように思われる。

- (1) 「西南紀伝」下巻二(一五九頁)
- (2) 東郷実晴「村田新八と宇留満乃日記」(敬天愛人 第三号)所収
- 山田尚二「村田新八の喜界島遠島」(敬天愛人 第四号)所収、「流人村田新八の喜界島からの手紙」(奄美郷土研究会報 二二三号)所収
- (3) 現在の城西一丁目三番三号
- (4) 村田十蔵日誌、万延元年
- (5) 持高取納免帳、弘化二年
- (6) 墓は南洲墓地にある。
- (7) 「西郷隆盛全集第一巻」(一五三頁)
- (8) 「西郷隆盛全集第三巻」(六四頁)



(宇留満の日記と手紙)

(一)

壬戌水無月

宇留満乃日記

経曆

- 一、塩の八百重うるまの島に行なれと、きみと国とに猶も尽さむ、二十三夜書して、逢二桑丸へ贈る
- 一、天は開け地ハ烈くともきみ国に、つくすこ、ろはいや尽さなん
右、大島氏贈る
- 一、おもひきやみやこをさけてうる島や、沖の小島に声のまぬとハ
於喜界島、おもひをのふ
- 自大坂至於山川滞舟之間、不録之
- 一、六月十日晴、喜界島寄船白山丸江夜入過乗移る、吉蔵殿へ会す
- 一、同十一日快晴、此日山川湊より出て、同所番所後へ係る
- 一、同十二日快晴、同所へ滞船
- 一、同十三日快晴、滞船、此日賢兄大人十三里の海上を経て離話彼是に洋中へ来臨、船中ニ御滞在、往事を想像し、聊愼懣の情なきにしもあらず、併、是は天命なれハ、人をも不咎、心を平にして談話、いさ、かも暴言を慎ミ、自若として離盃数刻也
- 一、六月十四日快晴、此朝未明南北に出帆相別る、海平ニ波静ニ風なけれハ、舟不進
- 一、十五日快晴、終日終夜波静ニ昨日同断
- 一、十六日快晴、昨日同断
- 一、十七日快晴、此日朝四ツ時分より南風ふき、向風なれとも、横帆に

して聊進む、くろ島をすりかけ、硫黄島之間を過く

一、六月十八日快晴、今日も南風烈しく、舟人苦勞すれども、口永良部江不能行、或ハ西、或ハ東ニめくつて、漸く夜半にして屋久島の内一湊村の港口に入て、初て息ふ事を得たり、大島氏乗船も、爰所に今朝来れりといふ

一、六月十九日朝雨後晴る、雨間の日光りにて炎熱甚し、夜急雨少々

一、同廿日快晴、昨日同断

一、同廿一日快晴、炎暑甚ニよつて、陸地へ久々振りニ上り、一湊村中徘徊し、本陸寺といふ廢寺へ暫時休息、坊主ハ留守也、昼過帰りかけ、当村のベン差宅へ立寄帰る

一、同廿二日快晴、日増暑氣甚し

一、同廿三日半天、今日も南風甚し、聊冷氣あり

一、同廿四日晴、今日より土用のいりニて、風も未の方へよる

一、同廿五日晴、炎熱薰蒸、実ニ文天祥の氣象を想像し、□占□今□寝心氣平服也、四ツ時分より、大島氏来る、八ツ前被帰、聊風もなきぬれ、舸子ども祝舟す

一、同廿六日微雲漂々たり、今四ツ時分、一湊村の湊を出帆す、東風の嵐ふけり、当地ハ南東ニ山あり、北受の地也故、風俗初親而、後貧情あり、乍併、村中兎ニ角一様にざわへり、今朝、当村の小市と申者、松魚を贈る、七ツ過、口永良部島へ着

一、同廿七日晴、滞在

一、同廿八日晴、今朝東風ふく、早朝舟致仕舞出帆、九ツ時分迄ふく、七八リにしてなきになる、東へ引る、数里、七ツ時分、東ニ雨ふる、

東風吹来て走る、舟急速ニ進む、夜入前、鹿府より近き口の島へ走並ふ夜入て益甚吹く、終夜連走、此間実ニ怒涛漫々、其色藍のごとく、或ハ雪山のごとく、翌朝ハ七島ともニ走抜く、四方島を不見

一、六月廿九日晴、今日も東風甚し、九ツ時分頃、大島初て見ゆと、船子大ニ勇ム、八ツ時分、喜界島見ゆ、然処、七ツ過より南風ニ変し、舟不進、漸く大島の境内へ入るといへども、湊悪て不得入故、或ハ東、或ハ西海上を縦横ニめくれども、不能入、喜界島へハ、猶吏の事也、同晦日半天、今日も昨日同断、舟子大ニ精力をいたすといへども、無其詮

一、七月朔日晴、此日も南風ニて甚ふく、舟向へハ不進、却而昨日よりも跡へ退く、舸子力を失ふ、已ニ三日三夜精力を尽し、殊更、今日ハ大島ハ五月雨甚ふりて、黒天雷鳴、今夜沖中へも旋りて、艱難苦勞不可言事を恐れ、力を落し、前後可進形勢なし、実ニ七島洋ハ一日一夜ニ馳抜、いまこ、にして日数を経て、足輕共商人とも寢食を忘れ、大病人のことし、故に七ツ半時分一首を詠して、風を頼ミ、誠心ニ念す言

科戸辺の神幸あらハ放望て、みへし小島に舟寄よかし

然処、猶も大島彼岸湊ニて、もとめくり行しニ、未の方へ風移り、かさ井ノ内湊へ可廻狀、洋中へ乗出すへき狀、吟味種々也、我過刻の念歌もあれハ、頼ミテ喜界の方へ可遣旨達し、一同同意し遣しぬ

一、七月二日快晴、今朝おもひの外愉快の氣色ニて、風も丑寅へなをりて舟進む、四ツ時分欸、喜界島へ安着、当島のみやこ湾村の代官書役政円宅へ寓居す、政円類家の者や流人など段々見舞ふ

(二)

従山川出帆仕候而、未御動靜不申承上候得共、愈以御勇健、家内類中無異被遊御消光候半、奉大慶候、私ニも山川出船仕候而、五日五夜ニして漸く屋久島之内一湊村へ塩懸仕、滞在九日、六月廿六日朝東風ふき候付出船、四ツ時分一湊の湊より走出候処、例の南風又々ふき出し、口永良部島へ着舟仕候、唯海上を縦横ニ乗廻、舟中平地のごとく罷成、身体弥嚴氣罷成、自是東北の風ニ而只一馳ニ而喜界島へ参着可申相考申候間、少も御懸慮被成下間鋪奉願候、当地迄参着仕候、一左右申上度、如此御座候

六月廿七日

猶々何分只今安着候事故、其御左右迄、早々、以上別書書認、於口永良部島、相頼考御座候処、翌朝未明出船仕、一昼一夜ニ七島洋走抜、已ニ大島喜界島之間ニ参候処、逢逆風、喜界島江得不被下、四日四夜大洋を馳廻り、七月二日ニ安着、則政円宅へ罷越候、自然付役共、近日致出帆筈御座候付、其折可申上候得共、乗舟白山丸船頭明朝出舟之筈故、一筆着之形行申上度、如此御座候 頓首

七月二日書

村田新八

父上様、兄上様、おばさま、母上様、家内類中様

(三)

猶々御自愛御保養奉希候、おでんさまへ御志被下候御礼被仰置可被下候、白山丸船頭嘉右衛門へも着之一左右のミ相願置候、自然上国之上ハ、御直左右可申上との事御座候間、荷物扱無相違相違候付礼御申述可被下候

一筆啓上仕候、炎熱難凌御座候得共、益御機嫌能御連勤、姉さま、志な

とのニも御同様之筈奉敬賀候、私ニも山川ニ而御別レ申上候而、漸く開聞嶽下迄順風ニ而御座候処、無風ニ罷成、舸子とも困窮仕候処、又々南風ニ相成、数日洋海を縦横ニ奔走、漸く屋久島へ着到、滞船九日、口永良部島へ中一日滞在、当月二日当島へ安着仕候、うるまの日記あらく書記候間、御隙を以御覽可被下候、尔後、代官書役政円と申者之宅へ寓居、無異消光仕候間、御放志可被下候、いまた地理人情分兼候得ども、政円家内七八人罷在候得ども、夫婦共ども申斐く敷会釈呉候間、仕合御座候、家事ハ亭主へ打任せ、氣落ニ御座候、殊ニ近隣ハ政円類家多く鳥なき里のこふむりにて、追々教子相頼可申、当村ハ教師寡き由ニ而相喜候由御座候、乍然、いまた見合居候、永久滞島之向御座候ハ、居住小家ハ自分ニ造り度ものと相考候、無左候而ハ、教子並親共輕蔑之意有之ものとも承候、けれども輕蔑せらるゝと、せられかざるとハ、其所置ニ可有御座、何分御地之形行次第とも相考候

一、御地並京関東の情実相分候ハ、為御知被下度奉希候、泉公之御意趣十分相調候へハ、無此上事候

一、下島ニ付而者、則より彼は奉願、御心配難尽筆墨難謝候、拾三り山川迄三度之往復、七拾里余海上を経て、其上御恵投のもの品々難有奉存上候

一、永滞島之模様御座候ハ、字引御下シ被下度、天神馬場より虫付しをかり入置候間、早引と式巻奉希候、何分自若從容として胸裡を磨き、精心を不養候ハ、而ハと相考申候、唐詩譯、国字解四冊、尊兄の御宅へ御座候のも奉希候

一、大守様御出府者如何之向御座候や、御露洩被下度奉希候
一、水筆式本計御貰ひ被下度奉希上候

一、先日より当島之当年砂糖並諸耕作之豊凶承候処、於砂糖ハ、中年以上之黍建^二而無相違出来可申、乍併、食物用之唐芋かんはつ^二而植付不出来候付、飢饉之模様^二而、此節与人御慶事^二付上国、当年御下米是非十月中^二ハ罷下候様、三島方へ相付可願出賦之由、何卒此便より御地之様子為御知被下度奉希候

一、昨日厠つくり御座候処、アンブンチャンども四五人相集り、柱をあらつめ、麦からを集め、鳥の巣つくり、蟻の穴こしらへのごとく、実^二笑止^二御座候、よき世学仕候、茶をのませ候処、ウメキ吞申候、惣^二男女とも当島ハ茶を好む事^二而、就中女子四五人相集候と、長鯨の百泉をすふごとく御座候、如此之振合、余ハ御推察可被下候

一、国元より当島代官へ之問合等、内々書入写、宿許へ差遣候間、御覽可被下候、貴兄と親父と之書状ハ、おもい出しし彼へ書、是へ書仕候間、御互^二御覽可被下候

右者、到着之一左右、且彼是御礼申度迄、御船永寿丸船頭八木田壯之助へ相托、差上申候間、左様御思召可被下候、且類船御船丹鳳丸へ着之一左右^{而已}一筆申上候、是亦御投手可被下候、いつれ期後便候、恐々敬白

村田新八

戊七月九日

経満(花押)

高橋新助様、おあねさま、しなとの

(四)

其御地諸品高騰之由、当地^二も稀成凶年^二而、衆民困究罷在候、島

方の饑饉ハ聞しより難洪^二御座候、兼^二而之食事ハ唐いも^二御座候処去年ナガシ時^二ハ雨不降、唐いも植付難出来、八月比より霖雨^二而当分迄雨勝^二御座候、雨を得て、いも植付候へ共、夫より終始雨^二而実入相算く、只今閏八月^二植付之小指のやうなるいも^二、唐豆の葉を入、塩もなく海より汐をくミ、是^二而煎方仕、朝夕を凌候、殊^二御米を余計^二仕棄候トノガラシ^二而、百姓どもハ配当無之、老病人どもハ死失之者多く、実^二隣^二御座候、衆民ハ菜色^二相成候へども、壮年之もの生て居るハ、砂糖木や立て居る故^二可有御座、正月も一度之米之飯も廻兼候、私^二も世之困窮^二つれ、豆の葉杯食^二申候、何卒当年ハ豊年なれかしと相祈候、御察可被下候、当地之儀申上候へハ、不差入事^{而已}御座候、夫故飯や^二も一向不参候、併、東郷藤十郎ハ追々伝声、且度々贈物等も有之付、礼旁々^二差越候、上国之上ハ、御礼御述可被下候、かしく

新玉之年立帰芽出度御迎歳、あねさま、しなとの、御同前之筈忍賀奉存候、私^二も異郷之新年、無相違奉正朔申候間、乍憚、御放志可被成下候然者、去年須通丸より尊翰並品々御患贈被下、難有拜受奉拜見候、先以天意御貫徹、君公三君御振策之効有之、追々旧弊御改革、回天之機相顕候勢形御座候由、誠^二謫流之身を忘れ、雀躍之至、無他事候、漂泊後、弥此事^{而已}案暮、已^二尽力之道相絶候付、当島天満宮^江參籠、九月廿四日晚より十月朔晚迄一七之間、塩食を絶、一日ハ絶食第一、天心御解釈奸惡退られ、忠正御挙用、戎虜退散、国威強大ならん事、且私等之冤根を不思も訟へ、死を以相祈候処、今日迄兎や角消光仕候、御推計可被下候、乍然、彼天命を樂て、亦何憾ん、年首吉書、腰折一、二首

白波のよする渚に漂へと、いはふ命ハ神を知るらん

しほしたに忘もあへぬわか君の、ミヤこの手ふりおもひやられるれ、

去歳九月絶て御国の音信なく、飛雁の声たにも不聞、遠洋の小城

なれハ

天雲のた、よふ計り仰けども、飛雁かねの声たにもなし

一、豚生ハ今古をおもひ、孤島ニ相樂居候処、去月廿日仕出之宿元より之親書、当月十四日相届、拜誦仕候処、無存掛、親父君迄永々御謹責奉懸候段、初而承知仕、驚嘆之至、実ニ不肖之小生、此節柄、天朝皇国且御国家之御為、粉骨碎身忠膽を尽さはやと存込候処、其詮無之、南竄之身と罷成仕候得とも、聊天を不怨、人を不咎、越年仕候処、嚴父迄辛苦を奉掛、此事而已ハ実遺憾千万、禍神のあらび、詮方無御座次第、尊兄様杯より御慰言奉希上候、唯々此事ハ紙上難尽、忙然と狼狽仕候、併、愚詠嚴父様へも差遣候、御察吟可被下候

むかし今か、る例の多けれハ、慰て暮す春の永日を

亦想ニ像シ於往昔今来一述懐 詩ニ而ハ無御座、書も漢字を以書而已昨奉ニ公命一、出ニ泉閔一、今為ニ孤囚一、貶ニ浪間一、平日養ヒ成ス忠義膽、難易同体、恰泰山、ヤスキニモ難儀ニモ胸裡不替事泰山のことし

又、和歌之やうなもの

武士の道とはかりを一筋に、おもひさためて月を經にけり

又、霜月朔の黄昏、独り淋然と孤柱により、かた／＼おもひ暮

しけれとも、大義といふ意味をおもひ養ひたる心膽、いよ／＼

皓候、時として、困事におり

塩沫の礙れる島に声ハのめと、いよ／＼清浄大和魂

江湖の遠に居れば、憂ニ其君一といふ古事もおもひつ、けて、

同志江送らんとて

ゆつらしな我も譲らし諸共に、きみにつかふる大和こ、ろハ

一、乍陰の御奉公と存し、弟子の師南仕候、当分拾一、二人御座候、少ニ而も御用立候もの出来と申と存詰候、事君之一端御察可被下候、且小生一子之一条、御親切被仰下、誠ニ難有次第、宜敷奉希上候、其外家内之儀、何狀御助意被成下度奉希上候、

一、坂城江追々御閑談之由、私ニ至り別而大幸ニ存候、御案内通、全体当人舍弟嘉兵衛ニハ心友之交、別段御座候処、禍神之あらびニ逢、短命夫故、猶更城ニも親敷相交、胸裡潔白、心実之男ニ御座候付、仕合御座候間、尊兄ニも其御心組を以、以後御親睦奉希候、殊ニ高千穂之御札、慥ニ入掌可然御礼御述置可被下候

一、奉願候字引、早速御下被下難有奉存候、唐詩撰之儀一冊不足之由、

右者喜之助江御尋之被下度、慥ニ不覚候得ども、持越たる事有之候半

軟とも相考候、是も乍恐、御序を以御下被下候へハ、大幸奉存候

一、三公之御達書写御下シ被下拝見、御趣意之程、難有次第、何卒御弛ミなく、弥御心実御達書之御趣旨、公然たる御所置奉仰候

一、大原公之詩歌、何とも恐肝義膽之余意、相像申仕候へハ、凜冽たる氣象溢ニ言外一候、猶、天下之形勢、御国之所置御見聞候儀ハ、御露洩奉希候

一、彦右衛門杯儀も、最早何分相分候半、一体之儀、遂ニ御洩被下度、外々へハ態と書状差遣不申候間奉希候

右御礼、且年首之御祝儀申上度、亦荒々用事勞如此御座候、猶、追々可申上候、頓首

い正月廿六日書

村田新八

高橋新助様、御家内中様

(五)

荒田之御はさま並御内のおはさま、姉さま、天神馬場姉さま、立馬場之叔父さま、其之外何方二も若草の芽出度つきせぬ春を迎られ、例年之御賀儀無休期、誠二祝上奉り候、外々江書状不差上候間、以御序よろしく御鶴声奉願上候

一、仁礼氏其外同門中江御取会御序之節者、是も可然奉希上候、染川氏へ、別段礼状差遣度候得とも、是も差扣申候間、尊兄様より掛物杯之御礼厚御申述置被下度奉希候、当春も無御変、稽古初等御出席、講武被為在候半奉想像候、扱亦御面倒奉恐入候得とも、喜之助なる者、私之稽古槍武江持越居候付、いまた無事候ハ、御差下被下度も相叶申間敷や、ユスの棒手ころのものも二三本御差下被下候得者、到而大幸奉存候、宜敷奉希上候

一、于今魚釣追々ハ御慰二御越之由、不肖之愚弟、蒙御誼責旁、御憤鬱被遊候而、御氣晴御慰之筈、無風快晴之節ハ好キ御楽二御座候、何卒壯剛御自愛御保養被遊度、時運りて御赦免も候ハ、拝眉久離之鬱を語り慰候半と只今より相考候へ共、とふそや御自愛御無異之処奉祈上候、御家内中さま、古郷温泉御越之由、定而御相応候半、姉さま、しなどの近比者如何御座候や、皆さま御全快之筈とハ奉存上候へ共、折角御保養無懈怠被成御座度奉存上候

一、虫糸少々御差下被下度奉希上候、亭主友憲なる者、至極之釣敷寄二而夏二相成候へハ、出勤之暇二者、晝夜磯辺江相楽候、依之頼り二承り候付、乍自由御願申上候

一、此節便より長崎直次郎方江、尺筵三束、但宿元敷用、胡麻油人壺壹ツ、紙包壹ツ、右之通、住久丸船頭阿久根之伊太郎江相頼差登申候間、宿元江相届候様奉希候、尤長崎江者、無縁二御座候へ共、尊兄同座江御出候哉二御座候付、乍押掛彼名宛二而、送状も差遣申候間、可然一礼御述置被下度、且以来依指揮ハ、相頼可差遣候間、其段も御頼置被下度奉希上候

一、胡麻油少々、茶油少進覽仕候、かしく

い二月十日書

新八

兄上様

(六)

天神馬場姉さま、藤助様、節左衛門杯へハ、別段此節ハ書状不差上候間、可然御鶴声奉希上候

三原氏江御托之尊翰並御惠贈品、青竜丸船頭方へ之品々も、去月廿三日相届、難有拜受奉拜披候処、尊体御壮健、姉さま類中御無異、且人間之麒麟児出生之由、欣躍筆墨難尽、手の舞ひ、足の踏ところをしらす、雲井二翔るおもひ二御座候、併、生涯より無快之由、嗚々御配慮奉存候、其上頭瘡相煩候由、塩温へ御越之思召之由、決而御とちまり相応、全快最早元氣二御座候半、御書面二而ハ懸而、或ハ喜祝、或憂苦仕候処、三原氏へ面会御直左右承伝、半安心仕候、其後如何御座候や、奉候候、
一、国父君、京師守護職之儀、逐一被仰聞、誠二御同前、欣躍之至奉存候

一、御軍政一条追々復古、且尊兄様ニも五人組合等之儀、奉承知候、萩原平右衛門殿とハ、何処如何成人ニ御座候や、外人数ハ存知之事、懸念不可有御座、此人も定而同前之人なるへし、以御序為御知被下度奉希候、士氣他日ニ十倍仕候半奉喜候

一、粟田宮様へ御国より被附置人数之内へ厚之進被撰候而大幸、御互ニ奉存候

一、亡藤之丞様一件、何ニとも難申尽候、残情此事御座候、是ニも嘸御心痛奉存候、おばさまへよろしく御鶴声奉希上候、実ニ残念之事、か、る世ニ甚た悲憤心緒難述、只落激涙而已、余ハ不申上候

一、唐筆、勝守筆、小筆、墨、烟草、かん晒、上百田紙、塩鱈、塩鯖、虫糸、弓弦、尊書迄並天神馬場姉さま、馬乘馬場おばさまより之品々、段々儘ニ拝受、宜敷御鶴声奉希候、毎も過当之御品々奉痛入候、且平瀬氏、おばさま、小児共へも何欵御丁寧被成下候由、宿元より申越候、以御序御礼御述置被下度奉希上候

一、立春の御詠歌難有拜見仕候、奉得其意候、豚生ニも先度之便より元日之詠申上候通、安天命、竜の心持ニ而能幽々、能小々、変化飛騰、時運を相待候、御降慮奉希上候

一、岩勇之詠歌忝候、以御序御礼御演述奉希上候、左之答歌御伝へ可被下候

しはしたにわするべきやハ玉鉢の、ミちの枝折の大和魂

一、けい縁嫁ニ付、亭主ふり被成下候由、御太儀奉謝候

一、亭主友憲への御使書相達候、彼者共よりもよろしく申上具候様承候、御受取可被下候

一、被仰出候写、其外聞書拜見仕候、世体一新、此上ハ人心一致、攘夷征伐之御所置、片時も無間断筈、其後も追々新説策略仰出等も御座候ハ、以御序御洩露奉希候

右者、御悦儀、且御礼御動靜申承上度、如此御座候、猶、期後音申候、敬白
村田新八

い五月十八日封、四月廿八日書

兄上様、御家内中さま

(七)

昨日十三日出帆之御船須恵丸より書状差登候通、御壯剛彼是御精務被遊候半、奉大慶候、当地も相変儀無御座、豚ニも無事消光仕候間、乍憚、御放慮可被成下候、此書状御届被下度奉希上候、猶、円通丸より可申上候、恐々、敬白
村田新八

水無月十四日「亥八月二日届く」

兄上様 無事

別封乍御面倒、御着之上、三島方へ急速相届候様御頼申候、若本人出席無之候ハ、日用頭方へ御頼被下、村田十蔵方へ相届候様御頼申上候、以上
い六月十四日 右同人

永寿丸船頭さま

(八)

猶々時分柄御自玉奉希上候、亭主より何欵差上ル由御受取可被下候御船いろは丸より今月八日付之尊翰、同廿二夜、三原彦殿より相届、難有拜読仕候処、皆々様息災御消光之由、奉慶候、拙夫ニも相変儀無御座候間、御放慮奉庶幾上、然者、順聖公、御神号奉拝承、実ニ御神徳、御

雷震恐入、難有次第御祝儀奉申上候、御薨去之後、益御頭名、世はかやうの類多きもの^二而御座候や、恐賀候

一、みやこの人氣一和に無之も様御聞及之丈ハ、御洩露奉希上候、唯其等之儀細事奉待候

一、五月六日勢揃有之由、其節之儀奉想像候

一、外夷ハ如何様御座候や

一、御申越被下候九尺筵三枚、亭主世話^二より緒蘭取しらべ差上候間、御受取可被下候

一、世間咄^二下之関辺、異船乱妨候哉^二承候、空実奉待候、其後^者如何御座候や

一、みやこも騒動等敷儀有之候や^二も世評御座候、是は何様御座候や、御国よりも混り候や^二も承候、誰々に御座候や、其外ハ如何御座候や、用事旁御左右申承上度、如此御座候、恐惶頓首

亥七月朔日

村田新八

兄上様

追啓、新太郎元氣之由、無此上奉悦候、姉さま当分御不快之由、兼而御身弱く被為在候間、自然御養生万端御世話被為在筈御座候へ共、折角無御手拔御保養奉希上候、医師等御吟味、此後之御吉左右承上度御座候、かしく

(九)

猶々御自愛御用心御精務奉折候、且年頭書も是迄書状不音之処^江ハ差遣不申候間、よろしく御鶴声可被成候ハ、馬乗馬場おぼさまへ宜敷被仰上被下度、終始子供^江御丁寧被成下候由、宿元より申越、

御礼ハ御序奉希候

冬枯之草木芽出度、新玉之大御代之春^二立婦、尽期無御座御超歳、新太郎、おしな^二も愈元氣之春を迎え、おぼさま、天神馬場姉様などハ勿論、御類中一同無相違、御越年被成御座候半、恐賀奉存候、^二愚生^二も無異儀、当年も異郷之春を相迎、年月の運びゆくを楽ミ、兎に角^二面白、子供环と破魔投等、年首愚鬼^二仕、至極元氣^二罷春申候間、御放志可被成下候、年末年頭之終始、余事成事迄宿元^江申越置候間、御序之節御覽笑可被下候、先^者年首之御嘉詞申上度、如此御座候、恐々謹言

子正月朔

村田新八

兄上様、参人々御中

経満(花押)

追白

一、去年七月英除之一条相知候付、即当島間切横目上国之節、一筆奉申上候、誠^二悪い奴原悉く戻せしハ、残念千万奉存候得共、先以、御勝利之由御嘉儀奉申上候

一、尊兄^二も御出陣、其上折柄姉さま^二も無存掛御仕合、何共残情筆紙難述、甚遺憾無申計候、就^而旁御心配奉察候、何彼と申上度奉存候得共、胸中鬱塞仕候付、拙筆を止候

一、肥後表^江御差越之由、御太儀奉存候、併、隣境なから初^而之御他出、旁御慰御心得^二も相成儀御座候半と奉歡候、彼地之儀ハ勿論、當時之世態御泄露被下度、偏^二奉希上候

一、年首古書^二例の腰折、改る大うち山の春かせに、谷の水も解や初らん、また鶯の鳴を聞て

鶯の声うら、かに聞ゆ也、大御代之春を告る成らん

とうめき出申候、御笑可被下候

いつまてかかくて果べし敷島の、大和の国はことさやくなる

とおもへは難堪節も御座候、せめて噂二も承度御座候間、為御知被下度奉頼上候、不備

二白

肥前焼茶碗御惠贈被下、毎も難有御礼申上候、不具

別封認置候処、正月十九日之芳翰、二月朔日相届、難有拜見仕候処、正元御帰宿、且姉さま御入輿之由、大慶不斜、雀躍之至奉欣然候、然処、また豊後表江御発足被仰付候由、誠ニ御太儀之筈ながら、兵糧ハ治乱專要之基本御座候得ハ、謹之肅阿も十分、畢世之力を竭候由御座候得者、回運無遅滞、御尺力奉折上候、於肥藩、山形士江追々御取会之由、自然確話も御座候半と奉存候、雲井に翔る時も御座候ハ、御咄彼是と承上度念願御座候、最早華咲春二罷成候得ハ、生国之事、且他藩之花杯被想像候、華といふ時節二も無御座筈候得共、愚弟杯二者、大閑散之身二御座候得ハ、当島二ハ生国よりハ早く気候も御座候而、正月廿七朝、亭主桃苗一枝送り申候、此浦者二ハ実ニ稀成事二而御座候得共、幸、野夫之庭二咲出けれハ

大御代のとし立ぬれはあら塩の、かゝる島辺も華咲にけり
とうち詠め、一人しても可惜御座候間、下館三原江送り遣候処

綿津見の神津島までにほふかな わか敷島の心さくらにはな
との返し御笑可被下候 かしく めてたく かしく

二月九日

幡陽山人

兄上様

(十) (川上文書、黎明館受託)

猶御自玉御精務專一奉存候、先便けいとのより鬢附等御贈給、一礼御申伝ハ可被下候、御隙之節者、追々宿元江御光駕、家内中縮意相仲候様希上候、かしく

陽春之御嘉詞不可有尺期御座、御超歳御全家様御揃、御無異御加年被成御座候半奉敬賀候、二野夫二も無異異郷之春を迎申候間、乍余事、御放慮可被下候、然者年内二者遠海を隔て御懇書、且御音信物御惠投難有御礼申上候、且愚妹御貰受被下候由、ふりはへて書状をも不差上、不埒之至御海容可被下候、全体気侃素立二御座候間、可然御教育奉希候、御家内様方江も、宜敷御鶴声奉希候、いつれ此上者、御互二唇齒之御親睦希上候、御案内通、愚親二も老体、殊二野夫御答目旁二而配慮之筈奉存候間、追々慰情いたし候様、御頼申上候、扱亦御地二も未曾有之儀有之、一同紛擾被想像候、殊二其節之儀、い細新聞誌等御下被下晴察仕候、生国之動靜を承候得ハ、暫時二者謫所之憂も忘れ申候間、猶世態之情実御見聞之次第、御泄露奉希上候、何分快晴之月を見候ハ、御直話可申承候其内ハ期後雁候、恐々頓首

子正月廿三日書

新八 「鬼ヶ島より」

下河辺半助様

(十一)

御勇壯奉恐賀候、私二も不慮二難有御赦免被仰付、先月廿六日、蒸気船九ツ半時分きかい島江来船、即右江致便船、同月廿八日朝四ツ時分、前之浜二安着、重畳難有恐入次第奉存候、就而大島氏二も至極之元氣二而誠二以大幸歡喜之次第御推察可被下候、然処、又々来ル四日立上京被仰

付罷登賦、今晚より蒸氣船江乗組申候、就而ハ御面会ニも及はず、残情難申計候得共、御察可被下候、折角御自愛御勤務奉折上候、御帰国之上者何篇宿元之儀可然御頼申上候、此節ハ、上京と被仰付候迄ニ而、帰国之程合、難計御座候得共、万一御滞、京被仰付候ハ、拙夫之宿志ニ而難有誤合御座候間、親父杯之処ハ可然御頼申上候、此節者島方とハ違ひ、みやこの事御座候間、冥加ニ御思召可被下候、立仕舞旁客来等ニ而、一筆形行難有さの次第如此御座候、敬白

三月三日七ツ後認

村田新八

兄上様 無異吉

(十二)

つゆく、御保養第一奉存候、何分早く御仕舞、御帰宅奉待候、積日此内より之御礼可被申上候

一筆致啓上候、弥以御堅氣可被成御勤務、珍重奉存候、於爰許御宿許、皆様御無事、次ニ私ニも無異儀致毎勤候間、御安意思召可被下候、然者新八事、二月十一日船頭御用有之罷出候処、別段之思召ヲ以、御赦免被仰下候間、承知仕、大島氏ニ而 同前ニ御座候、大島氏ハ蒸氣船御内用之被仰下候処、大船事、喜界島ハ汐掛ニ而、二月廿八日罷登致安着候、然一処三月朔日上京之仰付、同三日蒸氣船ハ乗付、翌四日前之浜致出帆候処、同十一日大坂着、十三日川登ニて伏見ハ一宿、十四日京着仕、大島氏ニも同前ニ而候、大島氏ニハ同十八日御軍賦役被仰付、新八ニ者、同廿四日京都御留守居付役被仰付候段申越、難有仕合奉存候、右之形行、当月七日方書状相届、同十日無縁御類中迄祝酒共振舞申候、御歎可被下候、一昨日も書状届候、右之内ハ貴君之いまた御帰宅無之哉、此節儀ハ何

方江も書状不差上候、可然様申上置様分而申越候、誠ニ難有事ニ而頓と致安心候、野夫ニも延命長寿之種子ニ相成、うれしく御座候、御察可被下候、第一子とも為彼是ト仕合奉存候、猶又、別封差上度候得共、頓と宜便無之ゆへ、是義差扣置申候、如今日、只今其元加治木加右衛門差越候付、書状ニも不差遣候哉、茂兵衛差遣候間、此一封いそかしく認差上申候間、御推覧可被下候、此内新八御赦被仰付候形行を池畑利三次方ハ頼差遣申候、相届候哉と存申候、御赦免之ニ条、片時も早々御耳ニ入度山々奉存候得共、宜便無之、甚込入申候、此度之便と弥可相達と奉存候間、一筆如此御座候、尚書余ハ重而可申上候 敬白

四月五日四ツ時認

村田十藏

高橋新助様 参人々御中

(十三)

御剛健、最早御帰府可被成御座奉恐賀候、私ニも御聞及も御座候半、先月廿四日、京都御留守居付役被仰付候、就而者、難有事ニ者御座候得共御存通之無骨者故、翌日より拙夫存慮之程申出候得とも、于今兎に角ニ相勉申候間、御放慮可被成下候、右通重疊難有仕合故、当地浪華迄密ニ御供仕、御乗船迄ハ御見送之為、昨日罷下候処、岩城氏江不意ニ出會、幸便故、一筆奉申上候、尊兄ニも近国之御用相濟候ハ、此地江も御出掛被成候儀ハ、相叶申間敷哉、何分ニも税所杯ニも御談合奉待候、私之勤務ハ案外之事故唯々痛入畏縮之事御座候、小膽之事ながら、御察可被下候、折角御壯剛奉折候、かしく

四月十九日夕

経満

兄上様、其外さま

二白、藤州より花翰到来仕候得共、此節迄不埒之罪御高謝可被下候、喜之助ハ下り、多門^二ハ無異相勉申候間、左様、姉さま初^江御伝声可被下候

〔四月十九日夕認

御国元^二而 高橋新助様 自浪華 村田新八

無事

(十四) (川上文書、黎明館受託)

御保養第一奉存候

花翰到来、難有拜披いたし候処、御壯剛之由奉賀候、且御女子御出生、御母子とも平穩、御互^二千秋万歳、芽出度奉存候、野生^二も無異、兎^二角相勉申候間、左様、御放志可被下候、当時聊浮浪人一条^二付、彼是混雜之形御座候得共、いまた何分不相決、長州^へ異船襲来之噂も御座候得とも、決定来船之事ハ相分り不申候、御国元^江者相知候半、何とも残念之至、敵を以て味方を圧ゆる之如必策、尔来、如何之時体^二相変候哉、先世上不思議なもの^二御座候、四条河原之夕涼ハ、悪くからぬもの御察可被下候、随^而、させる言本進上仕候間、御受取可被下候、宿元之儀宜敷御頼申上候、初終御礼書等をも不差上、発足之節ハ御餞別、且御加勢津畑迄御送り被下、痛入次第奉存候、先者、荒々如此御座候、猶、期後雁候、敬白

六月十四日

村田新八

下河辺半助様

御家内中様^へも、末筆ながら可然御伝声御頼申上候、かしく

(十五)

定式飛脚並石原氏より之貴翰、追々難有拜見仕候処御壯剛、しな、新太

郎との^二も元氣、御一同様御無異之由奉賀候、当地^二おきても無事相勉申候間、御省慮可被下候、姉さま^二ハ申とも、書とも難尽、残念之事御座候、御悔申上候、態とこちたく^ハ不申上候、柏原氏、馬乗馬場辺^江ハ、可然御伝声可被下候

一、上様^二も御上京之御模様之由、被仰聞御待申上候、御書状之趣奉畏候、久々振御寛談申上度御座候得共、折角時世相待事御座候、長賊之一条いまたはかとり不申候、因循之世態、時機後れ^而己^二而、夫々先生方も揃ふてあれとも、兎^二角機運ハ無詮方、先天下之事も何も孰も世間之事情、朝廷、幕府及諸藩之情、又吾国之力を計り、折角尽力之模様^二被伺申候、早くかくなりて^ハ、混乱勝之世中^二ならて^ハ不相濟形、一緒破る、事なら早くかよしとおもふ限り^二御座候、毎日程、岡崎とて此御方御屋敷^二而、小銃之訓練共^二御座候

右、荒々御悔、且御左右迄如此御座候、頓首

九月七日

村田新八

兄上様

天神馬場姉さまより御状被下候得とも、此節ハ不差上、取込事ハ無御座候得共、不埒五郎、且同宿御長屋賑々敷等申候間、とちまり不申候、御護、且勝栗昆布等難有奉存候、たつ^二も当分同宿^二而、元氣御座候、御懸念^二及不申候

(十六)

猶御保養第一奉存候、元氣ならて^ハ何事も難出来世ふり^二御座候、御互^二第一^一、本文之通、書認置候得共、近日、中村与兵衛殿罷下候^而、其節差下可申候

向寒之御座候ども、愈御堅勝、市来温泉へ御越之処、遽ニ御帰之由、併おしなニも快氣奉賀候、爰元無異罷暮申候間、御放慮可被下候、扱御書翰、中村氏より相届並御品物御惠贈難有奉存候、当地ニも征長之儀も于今果々敷無御座、甚先生衆ニも被憤様之形勢、何とも因循之次第御座候、朝廷よりハ折角御急之事御座候得共、幕吏之脆弱、慮外之事御座候又、上様ニも御上京之御模様之由、是者異人共撰海辺江入津之節ニ御座候半、唯今御上京有之候而も、其詮有御座間敷情態御座候、いつれ征長之上、御出馬之機会ニ相成候半も難計、折角御再会、一日も早く奉祈事御座候、小松大夫、一昨二日着邸之処、段々御役替御座候、第一大島氏御側役並御感状、陣羽織、御太刀等拝領御座候、当日、伊地知氏も御感状外同断、内田仲之助、吉井幸輔、是ハ本御留守居、吉川源右衛門殿、御兵具奉行席、其外段々転役御座候、いつれも結構之方ニ御座候、御地ニも居地頭等被仰付候由、追々難有世中ニ御座候半、相楽事御座候、中村氏より直左右等承り候、随而新太郎江羽織縞差下候間、自然相調可申上候間、左様思召可被下候、先者用事而已、荒々如此御座候、毎も鹿毫御用捨可被下候、敬白

十月四日書

村田新八

高橋新助様、人々御中

(十七)

猶時分柄、折角無御痛様奉希候、天神馬場江宜敷御伝へ可被下候、姉さまも御帰府之由、安心仕候、かしく

五月節句ニ御認之尊状、今日相届、難有拜誦仕候処、内村温泉場迄、母病氣御見舞ニ御踏越被下候由、御中途ハ勿論旁御心配被成下候由、宿元

江も申遣、毎も難有御厚情奉存候、御礼申上候、尔後、愈御元氣御壯強之筈奉大慶候、御家内中様、御無異奉賀候、爰元、大樹上洛之処、留守ニ而当分寂寥之政府と相見得申候、併、町家ハ至極繁榮之向ニ御座候、奢侈之挙動分を過候形ニ而、米穀ハ百文ニ三合之由御座候得とも、一向困究之体ハ不相見候、旗本ハ勿論御大名、武家ハ大体難儀之由、上洛ニ付、課金を町家申付候由、是も余りこまり候様子ニハ無御座候、とふても江戸ハ二百年來之大都會程御座候間、不審ニ御座候、旗本邸ハ処ニよりてハ、御国之荒田、草牟田辺を見た様な鄙家も有之、先日も北方江去ル人有之、尋見かてら見聞之処、町とハ相変、衰弱之事ニ御座候、とふても江戸武士ハ約ニ立不申、稀ニ人傑も御座候得とも、是ハ万ニ一も不及位、夫欬天下之旗本ニ而可笑止、笑之事ニ御座候、海軍所迎、天下之海軍訓練場有之、右江出席仕候処、江戸人ども多く出座候欬、皆、お雛様之やうなしやれ男多く御座候、藩中ものかよく御座候、可憐將軍家ニ相成申候

一、母さま病氣之模様次第ニハ、御暇申上候而、須臾なりとも罷下可申候間、為御知被下度奉願候

右者、旁御礼申上度、且御安否御伺申上度、荒々如此御座候、猶、追々可申上候、恐々頓首

壬月十五夜書

村田新八

兄上様、おぼさき、お姉さま江可然御伝へ置可被下候

(十八)

猶當年ハ去年よりも炎熱甚敷候付、無御痛様返スく奉祈候、姉さま杯も、無御痛筈と奉賀候、平日ハ無事之処、昨日ハ御門番、一昨

日ハ越中島、大砲打方、今朝ハとりく之客来、短紙も三度迄筆を
休め申候、御推読可被下候、かしく

五月九日、同廿九日御認之尊墨順序ニ相達、難有拜誦仕候処、御家内様
初類中一同無異息災之由、慶賀至極奉存候、二、両子ニも発途、色々御
心配奉高謝候、已ニ着界之由、別紙稅所氏より相達候、安心仕候、且豚
肉一壺御惠贈、本営人数一同と会食、久々振好きたべもの腹力つき申候
いまた世間、何も相変儀無御座候得共、最早長州侯ニも、四五日已前着
府ニ付、近日相運候都合ニ候半と奉存候、営中無事ニ御座候、折角炎暑
無御痛様奉折候、家内、女子共御教育奉願候、難儀を氣張ハ互之事、残
り両子之生立ニ心を配り、世の塵ニ不被染様、御下知奉希候、毎も出兵
後と相成候得者、世間馳ミ、何彼之噂も取りく相聞得、謹慎第一ニ候
一、当地類中、無異元氣ニ御座候、喜之助少々腫物ニ相成候へ共、最
早快氣仕候、御安心可有之旨、御伝へ可被下候、平田閣等至極之元氣、
猶後便よりと筆をと、め申候、不具

六月十九日

新八

兄上様、宿元一同中さま

(十九) (貴島清關係書簡、黎明館藏)

一、十一日比、村田新八殿、会津屋敷辺江三四人同道ニ而斥候江被廻候
処、会藩打掛、既ニあやししく見候処、三四人ニ而打留、敵三人を打取
候由、村田氏ハ重手ニ而御座候得共、今日ハ大事無御座候

(二十)

兄上様、おばさま、姉さま始江もよろしく御伝へ可被下候、御両人
江申上候、ココロ江戸ッコフニなり、每晚く品川通ひ、コノ様

なヨキ世間ニ致有物か、女はピンポフナもの御氣張可被下候、アラ
ヨ、メ出度、かしく

黒木万左衛門殿便より之尊書、夕部相届、難有拜見仕候処、御壯剛、御
家内中様御同前奉賀候、随而、野生ニも無異罷在候、江戸ハ治世ニハ能
キ場所ニ御座候、此節ハ身下流ニありて、書生交り、亦ハ公貴ニも相交
り、変化飛騰、自在之身ふり、大幸御悦可被下候、近日、横浜へも差越
之約諾いたし置候、江戸ニ而、勝安房守、大久保越中守とて、勝ハ御案
内之人、越中守ハ篤実温厚之君子とも可言人品、此二人江逢取、寛談承
候、御心易思召可被下候

一、先度、門松、松方之両士御同行、谷山御越之由、且鉄砲御打当之御
手柄、御氣味好く御座候半、殊ニ当分、中將様御旗本被仰付候由、幸
成かな、此節ハ指揮ニよつてハ、花の都ニ而御面謁も難計、先期其時
候、芽出度、かしく

五月八日書

村田新八

兄上様、御家内中様

天神馬場江別段書状不差遣候間、不埒之罪御海容之処、平ニ御断置可被
下候、最早、姉さまニも御婦宿候半、多年之御心組一時ニ晴、是より世
話ら敷も無御座候半、御祝儀申上候

(二十一) (坂元盛愛氏所藏文書)

猶無御痛様奉折候、姉さま初江可然御伝へ可被下候、かしく

一輪呈上仕候、御揃御壯剛奉敬賀候、愚弟ニも、京師より書状差上候後
大坂江下り、去ル廿一晚、同湊より乗出シ、東京江廿四日到着、無事奉
職仕候間、乍余事、御放慮可被下候、箱館も先づ懸念ニ不及向御座候、

諸侯其外参府之処、去年とハ変り、大繁栄之事御座候、然シ広キ武蔵之原^二御座候間、道ハさま^一御座候間、好キ道を尋る事御座候、幸便^二付、御動靜奉伺度迄、如此御座候、何方江も可然御鶴声可被下候、姉さま^二ハ、加茂参詣の日残別して離別の情を述候、芸州から帰国之筈御座候別紙於京師、預置候間、此節差下候間、酒聞より御通可被下候、恐々

四月廿八日

村田新八

東京元庄内邸、今御上郎長屋より

兄上様、岩釜十一同中、人々中

(二十一)

拜啓仕候、比日秋涼之処、益御壮栄、御一同さま御無異奉欣喜候、^二野生^二も元氣消光仕候、陳者、去ル朔日不図も、宮内大丞之蒙、宣下如何^二も恐入候、全体御案内通、無骨者^二而、旁御断申上度相考候へ共、此節柄之事故、今日迄ハ兎^二角出勉仕候、山野之賤夫、御左右^二咫シ、是から早速御暇も難仕、自然不遠内下国仕度含^二御座候、先者、御吹聴旁如此御座候、敬白

八月十日

村田新八

兄上様、姉さま、十熊殿、家内中

別封相認置候処、唯今境表より之書状相達、披見之処、^二藏下国、不遠内と相考候、内^二居^而も、無詮事と奉存候間、此度之便より尊兄御とちまりども候ハ、御列越之都合出来候へハ、多幸奉存候、用事^而已、不具

八月廿二日

一、木綿縞式反、右、十熊と熊けさ江差下候

一、同六反

御注文之品見立出来不申候得共、向き候かと、同宿吟味差上候

一、已来御状被下候節、好キ便ならはよし、飛脚^二よくしらない人江御托被下候節ハ、田中清之進、県邸江被罷居候間、御宛御頼越被下候へハ相達申候、東京之風景御一見相成候へハ、当地之次第、形勢も相分り可被成候^二とも被憚、相考候事、しはし御座候、是ハ差過たる事ながら、不顧恐申上候、宜敷御汲取可被下候

「八月廿九日届キ」

(二十二)

猶御類中江可然御転声、姉さま江も

今月七日之尊翰相達、難有拝見仕候処、御無異御一同様御同前、奉恭賀候、尔后、野生無事、兎^二角消光仕候間、乍余事、御降慮可被成下候、世上も異変無御座候、乍恐、今上^二も益御機嫌克、追々諸省江御馬車より御輕装^二而、臨幸被遊御盛行奉感佩候事共^二而、猶此末之処奉祈候事^二御座候、尊兄当月比^二ハ御踏土之御模様奉待候、二郎ハ、いまた不罷下由、其後、如何と相考候、用事迄、荒々不尽

九月十六朝 於横浜書

経満

兄上様、十熊との

二白、柳箇り御送り被下、入物等^二相届、御面倒奉謝候、已上
(二十四)

猶向寒之節、折角無御痛様奉折候、以上、

拜啓仕候、八月十六日、同廿五日之尊翰並廻節、難有拝受御札申上候、拝見仕候処、御無異御一同様、御同容奉慶賀候、世評御議論も有之候へ

共、短紙^二御話も難出来、随^而、小弟^二も碌々、于今宮内省^江日勉仕候先度も申上越候通、追々之行幸、彼是^二而^一月を暮し申候、世間も別段異変も無御座候、雅俗混交之官吏、就中田舎者の冠り、慶賀の容体猿つかひの真似、こまり果たる心緒、御笑察可被下候、就右類中之事も、追々おもひ出し、自由ならぬハ世の習ひと御直話も仕度御座候へ共、来春共御上京之事もとの御書、旅御馴さる、六ヶ敷思召欵と無詮方奉存候、天神馬場姉さまも、何とか御書伝も有之候へ共、氣長く候、今日、明日も定めかたき人世の習、酒乱之御ゆるしならハ、近便よりかよかるふ^二と、おもひながら筆をと、め申候

九月廿三日

村田経満

兄上様、十熊殿

二白、上下地、誠^二籠品ながら、当時不流行之物故、此江東^二も、えひね屋とて名高かりし反物屋に、頼ときれもの有合故差下候、無用のものは^二而、よかるふと差下候、左様御伝へ可被下候

一、頼上置候金之内より、太政官金三百兩位、早便より為御上被下度、来ル廿八日比、当地より東京丸出帆之筈御座候間、是から、有馬万左衛門と言人被罷下候、右^二付、愈とちまり候ハ、此舟便より為御上被下度希候、猶其節ハ、書状差上可申候

別封書認、長崎武八郎^江相托差上賦候処、発足後^二相成、東京丸より差下候間、左様御汲取被下度、野弟^二も依時機^而者、来十一月初旬^二ハ都合次第洋行も難測御座候付、其内御登セ被下度希候、是迄之愚弟^二而、今形日勉仕候^而、兎^二角、御側近く相勤、余身、御厚恩を蒙り候へハ、愈以洋行之念弥増候^二付、心緒申入置候、いまた未定^二ハ御座候へ共、

当分^二而、安堵仕候得ハ、唯今之愚弟^二御座候付、自身をハおもひ捨す、航海勉勵之含御座候間、御隣察可被下候、尤、家内之処ハ、可然御申諭安心、よろこひ居候様、御伝声可被下候、男子一度おもひ立候儀ハ、難止こそ丈夫の丈夫たる処と、自分信するいよ^一厚き志情御諭可被下候、此位ハ兼^而之言行を以、女こ、ろ^二も推察ハ可有之候へとも、篤と安心いたし候様希候、姉さま杯^二も同様、頼上候、尊兄^二ハ、御喜悅被下候処、世の習^二候得者、筆をと、め申候、彼是入用^二付、前条奉頼候、已上、

九月廿七夜

経満

今夕も客来^二而七字書

兄上様、家内中

(二十五) (坂元盛愛氏所藏文書)

愈以御壯健可被遊御座、大慶奉存候、小弟^二も無異、毎勤仕候間、御降慮可被成下候、扱此節好機會有之、黒田開拓次官了助事より、頼り^二小児共取寄候様承り、已今般十藏丈取寄様、取儀申候訳ハ、人才教育之為、開拓方定、各国之内より男女十五已下之者、洋行為致合^二而已^二申出置候様子、其中へ混交いたさする都合^二御座候、いつれ此後の弱児、機會によつてハ大平海を押渡シ、修行不被仕候^而ハ、前途之利益^二ハ難相成含之折柄、此機を不失、差出賦御座候間、左様御汲取被下度、一体跡首尾之様御座候へ共、往復^二手問とり、機^二後^レ候^而ハ、善事も難行御座候付、不憚御汲取、家内姉さま杯も、放慮有之様御申聞被下度、黒田引受之事御座候間、野生^二も安心仕居候、此旨^一筆申上候、書余期後音候、不具

十月十六日書 東京木挽町寓居 村田経満

兄上様、姉さま、十熊殿 家内一同中

二白、御類中へも可然御伝へ置可被下候、姉さま江申上候、追々御看並御たはこ等御患贈奉謝く、厚之進より書状遣呈御礼、貴之介も流行の横文字ニ打立、修行之様子仕合ニ御座候

(二十六)

寒氣相増候処、益御安康可被在奉慶賀候、小弟も無異消光、已ニ来ル十日横浜出揃、十二日飛脚船より差越賦、何となく心急ケ敷、且十蔵も去ル一日着府、至極元氣ニ而、久々振枕を並へ、安心仕候、御すか見愛、彼是上野浅草辺江一日同行、則より、猶洋行一条ニ周旋前後仕候付跡江可托次第事御座候而、今日築地寓居之米人カツナと申者へ、語学之教授ども相頼、明後日より遊学為致賦ニ而、六十日間ニ一言ニ而も相覚へさせ度含ニ御座候、来正月下旬ニハ、米国へ可差越答ニ御座候、いづれ苦学勉勵か報国之本ニ御座候間、姑息を放れ、断然独歩致さする含御座候へ共、彼是と心配も御座候、御笑察可被下候、昨日ハ於神祇省、外国行御祭典、且御幣帛被下賜、帰り懸一同参内、表通於大広間御対顔勅語等有之、猶入御之上、東久世殿及小弟兩人、主上、皇后御一席ニ而拜謁、思賜之反物等有之、誠ニ恐縮申計無御座候、彼といひ是といひ徒然ニハ難罷居、御推量可被下候、我世ニ難報けれハ、子孫ニ継ぎく勉強せねハならぬハ、世の習ニ御座候へ共、此意を体し、二蔵初夫々不怠、修行候様家内中江御伝達希候、猶横浜出帆之節ハ、一書差上可申候、今日此ニ得閑隙候俛、一筆認置候、敬白

霜月五日八ツ後書

村田経磨

兄上様、姉さま、二蔵殿、十熊殿、家内中

(二十七)

皆様御安全奉賀候、私にも今度、父上様御洋行ニ付、横浜迄御同行、大元氣ニ御座候、以上

十一月十一日

村田十蔵

母上様

(二十八)

御用之儀候間、明朝日第八字、礼服用出頭可致候也

七月晦日

太政官伝達所

村田新八殿

(二十九)

村田経満

任宮内大丞 右 宣下候事

辛未八月朔日

太政官

(三十)

村田経満

叙従五位 右 宣下候事

辛未八月朔日

太政官

(三十一)

御用之儀候間、明後廿二日第十字、礼服用、参朝可有之候也

未十月廿日

式部寮

村田宮内大丞殿

(三十二)

宮内大丞村田経満

依願免本官、但位記返上ノ事

明治六年一月十二日

太政官

(三十三)

故村田新八

贈従五位

大正五年四月十一日

宮内大臣正三位勲一等男爵波多野敬直宣

(三十四)

故村田新八

特旨ヲ以テ、位記ヲ贈ラル

大正五年四月十一日

宮内省

(三十五)

(封筒)

「麴町区三年町 島津公爵邸内

村田経正殿

東京府「

辰官甲二六六

大正五年五月三日 東京府知事官房主事下村寿一 (印)

故村田新八長男 村田経正殿

今般故村田経正ニ贈位ノ宣下相成候ニ付、来ル五日午前十時ニ贈位記並

辞令伝達可致候条、印形持参、右時刻前ニ参庁可有之候也

追テ参庁ノ節ノ服装ハ、フロックコート或ハ羽織袴着用之事

注、解説については次のようにした。

- 1、できるだけ原文の体裁に従ったが、漢字は常用漢字に改めた。
- 2、適宜に読点をつけた。
- 3、解説にあたっては堂満幸子氏の協力を得た。